

毎月「第3木曜日」は「定例融資相談会」の日!

利府松島商工会では(株)日本政策金融公庫 仙台支店担当者による「定例融資相談会」を、下記の日程で開催いたします。定例融資相談会をご利用融資申込だけでなく、制度照会、事前相談にも活用できます。

ご相談に際しては相談日の7日前までにお電話もしくは裏面の相談申込書にてご予約をお願いいたします。

«偶数月» 利府事務所 ☎356-2124 2月15日 <午前10時～午後3時>	«奇数月» 松島事務所 ☎354-3422 1月18日、3月21日 <午前10時30分～午後3時>
---	--

【開催日時は変更される場合もあります。事前にお問合せ下さい】

※「Teams」を使ったオンライン相談も可能となりました!

オンライン相談の場合は、事業者様に商工会へご来会頂き、商工会職員が同席し操作します。

準備の都合がありますので、余裕をもって事前にご連絡ください。

オンライン相談
できます!

～～(株)日本政策金融公庫の主な融資制度～～

(令和5年12月1日現在)

普通貸付

ほとんどの業種の中小企業の方にご利用頂けます(金融業、投機的事業、一部の遊興娯楽業等の業種を除く)。

資金の使いみち	運転資金	設備資金
融資限度額	4,800万円	
ご返済期間(うち据置期間)	7年以内(1年以内)	10年以内(2年以内)
利率(年)	使途、返済期間・担保の有無によって利率が異なります。	

マル経融資(小規模事業者経営改善資金融資制度)については裏面をご覧ください。

その他の融資についてはお問い合わせください。

．．．．利府松島商工会「定例融資相談会」相談申込書．．．．

事業所名	
電話番号	— — (日中繋がる番号)
相談日時	月 日(木) 時 分～
資金使途	運転資金 ・ 設備資金 ・ 併用
希望金額	万円

※希望時間が他社と重複する場合は、調整させていただきます

マル経融資3つの特長

1 担保不要！

2 保証人不要！

3 固定金利！


【申込の要件】

1. 商工会の経営指導を受けていること
(原則6ヶ月以上)
2. 所得税、法人税、事業税等の義務納税額を
全て完納していること
3. 商工業者であること
(最近1年以上事業を行っている事業者)

※日本政策金融公庫の非融資対象業種等は対象外

マル経融資制度(小規模事業者経営改善資金融資制度)概要

融資対象	常時使用する従業員が ●商業・サービス業：5人以下 ●製造業・建設業・その他：20人以下 の事業者
融資額	2,000万円以内
返済期間	運転資金 7 年以内 (据置 1 年以内) 設備資金 10 年以内 (据置 2 年以内)
融資利率	年1.20% (令和5年12月1日現在)
その他	新型コロナウイルス感染症の影響がある事業者には、利率低減措置が適用になる 場合がございますので、ご相談ください。



マル経 は 商工会から ⇒ 日本政策金融公庫へ繋ぐ 融資制度です。
商工会の「経営指導」と「融資の推薦」を受けた方が利用できる制度です。

「商工会は行きます・聞きます・提案します」
マル経融資のお申込み、お問い合わせは

利府松島商工会

利府事務所
利府町中央2丁目8-3
TEL022-356-2124
FAX022-356-6088

松島事務所
松島町高城字浜1-27
TEL022-354-3422
FAX022-354-4054